

C 五郎沼と嶋の堂千手観音

嶋の堂千手観音

C① 嶋の堂の由来と歴史

五郎沼周辺には、平泉藤原氏の一族である樋爪氏が北方支配の拠点として造営した比爪館跡（紫波町指定史跡）がある。嶋の堂は、比爪館跡の南に位置する五郎沼近くの一面にひっそりと佇む観音堂である。境内には、鎌倉時代末期の乾元^{けんげん}2年（1303）の紀年銘が刻まれた板碑（紫波町指定有形文化財）が建っている。この板碑は、長い歴史に彩られた観音堂であることを示している。

嶋の堂は、本尊である千手観音像（紫波町指定有形文化財）や明治期に五郎沼薬師神社から遷座した日光菩薩像・月光菩薩像などを安置する観音堂である。千手観音像が安置されていることから、古くから当国三十三所霊場6番札所のほか、複数の霊場の札所として古くから信仰の対象とされた。

盛岡藩の寺社の由来を記録した宝暦13年（1745）の『御領分社堂』によれば、嶋の堂は次のように記録されている。

日詰通代官所 南日詰村

一 千手観音堂 二間四面かやふき 同（別当） 多宝院 広泉寺

右八五郎沼嶋堂広泉寺千手観音、和賀・稗貫・志和三郡乃札所六番目御座候、何年之頃二候哉堂地斗にて、観音嶋ト往古より唱え候、古堂地観音嶋五郎沼より十五間程西二谷地御座候中 二て順礼之者共及難儀候付、御村旦家え相談之上御代官え申上、願通相叶、観音嶋より只今之場所え享保元年御堂再興仕り候。

かつて嶋の堂は、五郎沼の「観音島」と唱えられた小高地（中島）にあった。記録では、嶋の堂観音・五郎沼観音・五郎沼千手観音・嶋の観音堂などと称されていたことが知られる。いつしか「嶋の堂」と略称的に呼ばれ始め、現在の通称に定着したのだろう。

先の『御領分社堂』では、嶋の堂は「五郎沼嶋堂広泉寺千手観音」と記録されており、五郎沼嶋の堂＝広泉寺千手観音と読み取れる。それでは、広泉寺とはどのような存在であろうか。広泉寺は、室町時代初期に修験道による神仏習合の影響を受け、「観明院」と称し、千手観音像を本地仏とする修験持ち寺院であった。紫波町内では早くに修験開山した院坊の一つである。

嶋の堂広泉寺は、江戸時代にも観明院と称し、京都聖護院（本山派）の地方修験者として盛岡藩の修験総録の自光坊の下で、地域社会の人々の信仰生活に大きく関わってきた。

嶋の堂広泉寺の本尊仏である千手観音像を安置する往古の観音堂は、たびたび移転を余

儀なくされ、長い年月の間に荒廃したと推測される。この観音堂は、享保元年（1715）に巡礼者が不便するとのことで盛岡藩から再興が認められた。これは、古堂地（観音島）にあった観音堂は、すでに廃墟・滅失していた可能性を示唆するものである。観音堂は、現在の嶋の堂近くに再興された。本尊である千手観音像は、それ以前に嶋の堂広泉寺に移されていたのだろうか。

維新政府は神道を国家の宗教とするために、それまで一般的だった神仏混淆を改めようとした。これらの一連の太政官布告、神祇官事務局達、太政官達など 13 法令の総称を神仏分離（判然）令という。慶応 4 年（1868）3 月 17 日、^{そうぎょう}僧形で神社に勤仕することを禁じ、^{びんぞく}僧位・僧官を返上し、神社の社僧・別当に還俗を命じた。五郎沼観音堂別当（法量明神堂別当兼務）であった修験僧の観明院も還俗して神祇道に転じた。

修験道免許状を中心とする修験関係文書や寺宝は、明治期の神仏分離政策の影響を受け、その大半は焼失し、院主は還俗、帰農を余儀なくされた。

明治 3 年（1870）6 月、盛岡藩では神祇職による神社の検分を行っているが、地元の伝承では、「明治期の廃仏毀釈の際に神社の検分に備え、五郎沼観音堂から仏像・^{わにぐち}鰐口・^{ほんしやう}梵鐘・仏具類を撤去し、^{ひとく}広泉寺に秘匿したうえ、五郎沼観音堂を取り壊した」とされる。

神仏分離（判然）令が紫波郡で実行されるようになったのは、明治 2 年（1869）頃である。明治 3 年（1870）、小規模な社祇や仏堂を付近の社寺へ合併・移転させることとし、仏堂の整理が行われたが、紫波郡ではなかなか実行されなかったという。

その後、神仏分離令以来の統制政策は大幅に緩和され、小規模な社祇や仏堂であっても、民衆の信仰が篤い社堂の場合は、その存続を許可するという特例が認められたが神官または僧侶を定めて出願する必要があった。五郎沼観音堂では近くの覚王寺住職が勤行を執行している事実から、観音堂の存置が許可されたい。

明治 5 年（1872）頃、地元では現在の場所に五郎沼観音堂を再建し、広泉寺に保管していた観音像や諸仏・鰐口・梵鐘・仏具類などを観音堂に戻したと推測される。嶋の堂広泉寺は、小規模で祈祷所程度の規模であった可能性があり、この時点で無檀・無住の御堂として廃寺され、堂宇は取り壊され廃寺になった。嶋の堂広泉寺の修験道免許状を中心とする修験関係文書や寺宝は、明治期の神仏分離政策の影響を受け、その大半は焼失した。

嶋の堂広泉寺の本尊仏である千手観音像は、神仏分離を契機とする廃仏毀釈運動の影響を受けながらも廃棄を免れ、千手観音像を祀る嶋の堂として現在に至っている。